

全国老人ホーム施設長アンケート・ご協力のお願い

**介護保険制度は、本当にこのままで良いのでしょうか。**

**私たちが求めてきた社会福祉を守り、利用者と事業者、職員に安心を託すことのできる制度とするため、是非とも貴方のご意見をお聞かせください。**

私たち「21・老福連」（21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会）は、憲法第25条と老人福祉法を守る立場で、自由闊達に語りあい、福祉の増進を目指して活動している老人福祉施設関係者の団体です。介護保険導入の前には、全国老人ホーム施設長1000人のアンケート（1998年）活動や施設関係者の集会、政府への要請行動・署名など現場からの声を厚生労働省に届けてきました。介護保険制度実施後も、豊かな援助実践と公的福祉の向上をめざして取り組みをすすめ、現場に根ざした政策提言や社会的アピールを行っています。

ご承知のように、介護保険制度はいま、福祉現場に事業経営と人材確保の困難をもたらし、制度そのものが崩壊の危機に直面しております。

介護報酬は改訂のたびに切り下げられ、利用者の負担が増える一方で、施設の運営が困難となり、その結果、職員の勤務条件や就労環境が年々厳しくなっていることは誰もが否定できない現実です。

戦後60余年築いてきた老人福祉と公的責任は投げ捨てられ、改定の度に大きく変わる制度、重くなるばかりの負担に、高齢者・家族と国民はとまどいと怒りを広げています。

2008年、高齢者差別と負担増に大きな怒りが広がる中で後期高齢者医療制度が実施され、2009年には三回目の介護報酬改定や制度の見直しが予定されています。その内容としては、利用者負担2割への引き上げ、要介護認定の「見直し」「適正化」による要支援の拡大、軽介護者（要支援、要介護1・2）の保険給付の削減や訪問介護の家事・生活援助の制限など、とんでもないことが検討されています。これが実施されると、とりわけ問題なのは、要介護認定の見直しによって要支援1・2の軽介護者となる特養入所者が、その時点で生活の場を奪われてしまうことです。また、本来求めてきた「生活の施設」としての役割や性格に大きな変化が生まれ、ますます「介護」に特化した施設へと変貌することとなります。

いまこそ、そもそも何が問題なのかを、あらためて問い直すことが求められています。

問題の根本は、総合的生活援助である福祉を、出来高払いで保険対応の介護商品に置き換えてしまったことにあるのではないのでしょうか。そこでは、高齢者と家族は、福祉保障の「権利の主体」としての立場を奪われ、単なる介護サービスの「消費者」とされてしまいました。その結果、私たちが当初から懸念していたように、経済的にも社会的にも困難な状況におかれて「消費者」となることもできず、最も援助を必要としている人々に対する、セーフティーネットとしての福祉が消されようとしているのです。福祉の市場化、営利化がもたらす問題は、指定打ち切りとなったコムスンなど一部営利企業の悪質な不正事件をみれば極めて明らかでもあります。

また、そのことで現場ではゆとりと笑顔がうばわれ、「福祉の仕事」の働きがいと誇りが失われてしまったことが、賃金や労働条件の問題とあわせて、人材不足の大きな要因になっていることも見逃すわけにはいきません。

介護保険制度は、度重なる報酬改定と「見直し」で、誰もが安心できる老後保障という国民の期待か

ますます離れ、本来の老人福祉をないがしろにしようとしています。「介護の社会化」という当初の理念はすっかり影をひそめ、「制度の持続可能性」と「財政抑制」の視点からの論議だけが横行しているように思えてなりません。

今回の「全国老人ホーム施設長アンケート」は、報酬改定を来年に控えたこの時にこそ、日本の高齢者福祉のこれからについて、真剣な国民的論議があらためて必要との思いから行うものです。お忙しい中とは存じますが、以下の「私たちの提言」をお読みにになり、みなさんのご回答と率直で忌憚のないご意見を、お寄せ下さいますよう、よろしく願いいたします。

21・老福連は、皆さんと共に「誰もが安心して老いることのできる老人福祉・公的介護保障制度」の確立をめざして引き続き奮闘する決意です。ご支援ご協力をお願い申し上げます。

## 私たちの提言 （詳細は、同封のパンフレットをお読み下さい）

### <基本的な考え>

介護保険は、「老人福祉」のすべてではなく、一部にすぎません。  
高齢者は「介護サービスの消費者」である前に、人間らしく生きる「権利の主体」であり、だれもが人間らしく尊厳ある人生を送ることは、国民の権利です。

利用者にはわずかな負担で安心して暮らすことのできる介護保障を  
福祉施設には、利用者への尊厳を守るに相応しい介護給付の増額を  
国と自治体の負担率をもとに戻せば十分にできます。

- 提言① 介護保険制度の本来の趣旨である、介護者がいなくても、また、在宅を選んでも、安心して暮らすことのできる施策の拡充を
- 提言② 利用者負担の増大につなげることなく介護保障充実の仕組みを
- 提言③ ゆとりと安心の個別ケア、豊かな暮らしを保障する援助実践のために介護報酬の増額を
- 提言④ 自治体の老人福祉施策に、国は十分な財源補償を
- 提言⑤ 国民の生存権保障に、国がきちんとした責任と負担を

※アンケートのご回答は同封の返信用封筒をご利用ください。

※できましたら8月末までにご協力頂ければ幸いです。

※集約の結果は、老福連のホームページで公開いたします。

8月末までに同封の封筒にてご返送いただきますようご協力をお願いします